

## 香芝市告示第235号

香芝市福祉医療費資金貸付要綱を次のように定める。

令和7年12月11日

香芝市長 三橋和史

### 香芝市福祉医療費資金貸付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、香芝市子ども医療費助成条例（平成3年条例第15号）、香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成3年条例第17号）及び香芝市心身障害者（児）医療費助成条例（平成3年条例第16号）並びに香芝市重度心身障害老人等医療費助成要綱（令和 年告示第 号）（以下これらを「福祉医療費助成条例」という。）の規定に基づく福祉医療費助成金の受給者資格を有する者のうち、奈良県内の病院若しくは診療所又は薬局等（以下「医療機関等」という。）に対して支払わなければならない医療費の一部負担金等（以下「一部負担金等」という。）の支払が困難な者に対して、一部負担金等の支払に充てる資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、生活の安定と自立を促すことを目的とする。

#### (貸付対象者)

第2条 資金の貸付対象者は、福祉医療費助成条例の規定により医療費の助成を受けることができる者のうち、本人、配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（子ども医療費助成制度においては香芝市子ども医療費助成条例第2条で定める主たる養育者）の所得金額が次の表の左欄に掲げる世帯人員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額以内のものとする。

世帯人員数	金額
1人	2, 088, 000円
2人	2, 808, 000円
3人	3, 528, 000円
4人	4, 248, 000円
5人	4, 896, 000円
6人以上	4, 896, 000円に世帯人員数が5人を超えるごとに、648, 000円を加算した額

#### (貸付資格の認定申請)

第3条 前条の貸付対象者のうち、資金の貸付けを受けようとする者は、あらかじめ福祉医療費資金貸付資格認定申請書（第1号様式）に所得証明書を添

えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、公簿等により確認することができるときは、前項の所得証明書を省略させることができる。

(貸付資格の認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、資金の貸付資格を有すると認めたときは、福祉医療費資金貸付資格認定証（第2号様式。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、資金の貸付資格を有しないと認めたときは、福祉医療費資金貸付資格不認定通知書（第3号様式）を交付するものとする。

(貸付対象となる医療費)

第5条 資金の貸付対象となる医療費は、福祉医療費助成条例に定める助成金に相当する額及び高額療養費の支給見込額であって、診療報酬明細書ごとの一部負担金等の額が1万円以上であるものとする。

(貸付けの申請)

第6条 資金の貸付資格を有する者で貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、福祉医療費資金貸付申請書（第4号様式。以下「貸付申請書」という。）に医療機関等から発行された請求書を添えて診療等を受けた月の翌月7日までに市長に提出しなければならない。この場合において、貸付申請者は、医療機関等に対して、認定証を提示しなければならない。

- 2 資金の貸付けの申請は、診療報酬明細書ごとに行うものとする。

(貸付けの決定)

第7条 市長は、貸付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、資金の貸付けの適否及び金額を決定し、その旨を貸付申請者に福祉医療費資金貸付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の金額は、貸付申請者ごとに決定し、30万円を限度とする。

(貸付けの方法)

第8条 貸付金は、診療等を受けた月の翌月20日までに、前条の規定により貸付けの決定を受けた者に支払うものとする。

(借受人の責務)

第9条 前条の規定により資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、貸付けのあった月の月末までに、一部負担金等を医療機関等へ支払うものとする。

(貸付金への充当)

第10条 市長は、貸付申請書に記載した受領委任事項に基づき、福祉医療費助成金を貸付金に充当するものとする。

(貸付条件)

第11条 資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 償還期限 市長から福祉医療費助成金の給付を受けることとなる日
- (2) 償還方法 全額一括償還
- (3) 貸付利率 無利息

(繰上償還)

第12条 市長は、借受人が、偽りその他不正の手段により貸付けを受けたとき、又は資金を貸付けの目的以外に使用したときは、貸し付けた資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

(貸付けの停止等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する貸付対象者で、その行為が悪質なものと認められるときは、資金の貸付資格等を停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により貸付けを受けた者
- (2) 資金を貸付けの目的以外に使用した者
- (3) 医療機関等から請求書が発行されているにもかかわらず、貸付申請を行わない者
- (4) 貸付金の交付を受けたにもかかわらず、医療機関等に資金の支払を行わない者
- (5) 貸付金の償還を期日までに行わない者

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年12月2日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に香芝市福祉医療費資金貸付要綱（平成17年8月1日施行）の規定により資金の貸付資格の認定若しくは貸付けの申請をし、又はそれらの決定を受けている者は、この要綱の規定により資金の貸付資格の認定若しくは貸付けの申請をし、又はそれらの決定を受けている者とみなす。

第1号様式（第3条関係）

福祉医療費資金貸付資格認定申請書

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電話番号

香芝市福祉医療費資金貸付資格の認定を受けたいので、申請します。

なお、香芝市が資格を審査する際に、私の世帯及び生計同一者の所得状況等を調査することに同意します。

受給対象区分	<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 重度心身障害
受給者番号	

## 第2号様式（第4条関係）

（表面）

福祉医療費資金貸付資格認定証						
市町村名		香芝市				
受給者番号						
受給者	住所					
	氏名					
	生年月日					
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで				
発行機関名及び印		奈良県香芝市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>				
交付年月日		年 月 日				

（裏面）

### 注意事項

- この認定証は、奈良県内の医療機関等において受診したときに、香芝市の医療費資金貸付制度を利用できる認定証ですから、大切に保管してください。
- 貸付制度を利用して医療機関等に受診するときは、電子資格確認等により被保険者であることの確認を受ける際に、この認定証を窓口に必ず提示し、保険の自己負担分に係る請求書を発行してもらい、香芝市に1ヶ月をまとめて借入れの申請をしてください。
- 貸付制度は、診療報酬明細書ごとに利用していただくことになりますので、月の途中での貸付制度の利用の開始及び中断はできません。
- この認定証の記載事項に変更があったときは、14日以内にこの認定証を持参の上、香芝市に届け出してください。
- 転出等により受給者資格がなくなり、又は有効期間が経過したときは、速やかにこの認定証を香芝市に返還してください。
- この貸付金は福祉医療受給者の一部負担金等の支払に充てる資金であり、医療機関等から請求書の発行を受けても香芝市に借入れの申請をしないときや、貸付金を他の目的に使用して保険医療機関等に支払をしないときは、貸付制度の利用、福祉医療助成制度の受給者資格等を停止することがあります。詳しくは、福祉医療を担当している課にお尋ねください。

1 規格 日本産業規格B列7番

2 印刷色 黒色

3 地色 白色

第3号様式（第4条関係）

第  
年  
月  
号  
日

様

香芝市長

印

福祉医療費資金貸付資格不認定通知書

年　　月　　日付けて申請のあった福祉医療費資金貸付資格の認定について、次の理由により認定しないので通知します。

理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第6条関係）

福祉医療費資金貸付申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり福祉医療費資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

受給者番号			生年月日	年月日
受給者氏名			申請者との続柄	
療養を受けた医療機関、薬局等の名称及び所在地	名称			
	所在地			
上記の医療機関、薬局等で診療を受けた期間	年月日から 年月日までの 日間			
貸付申請金額	貸付金額（A-B） 金 円			
	A 請求書記載の請求金額 金 円			
	B (a+b) 一部負担金額 金 円			
	a 500円（1医療機関当たり）× か所= 円			
b 1,000円（14日以上の入院）× 回= 円				
利 息	無利息			
借入年月日	市長から貸付金が支払われた日			
償還期限	市長から福祉医療費助成金の給付を受けることとなる日			
受領委任事項	<input type="checkbox"/> 私は、この申請書に記載の診療に係る福祉医療費助成金を受領し、当該福祉医療費助成金を償還金として充当すること及びそれに附帯する一切の権限を香芝市長に委任します。			

第5号様式（第7条関係）

第  
年  
月  
号  
日

様

香芝市長

印

福祉医療費資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった福祉医療費資金の貸付けについて、  
次のとおり決定したので、通知します。

貸付金額 金 円